

# 新たな燃料価格支援策 (燃料油価格定額引下げ措置) について

2025年4月  
資源エネルギー庁

# 当面の燃料価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）について

## <令和7年4月22日公表>

- 当面、当分の間税率（以下、旧暫定税率という）の扱いについて結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の価格引下げ措置を実施する。
- 定額の引下げ幅については、すぐに使える基金を活用し速やかに実施することや、足元の物価高にも対応する観点を踏まえ、
  - ・ 旧暫定税率が課されているガソリン・軽油については10円
  - ・ 旧暫定税率が課されていない重油・灯油については5円、航空機燃料※については4円とする。
- ※ 航空機燃料については、従前、ガソリンの補助額の4割とされていたことを踏まえ、定額10円の4割相当の4円とする。
- これらの引き下げ措置を、1ヶ月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。
- なお、定額支援への移行時において、補助後の市場価格の変動が大きくなるおそれがある場合は、流通の混乱が生じないように、1回あたりの変動幅を最大5円程度に抑えながら段階的に移行する。

# 定額支援への移行時における段階的な対応

## 1. 新制度開始の最初の週（5月22日～28日）

- 5月29日の全国平均の小売価格が**5円**引き下がるように5月22日から補助を開始

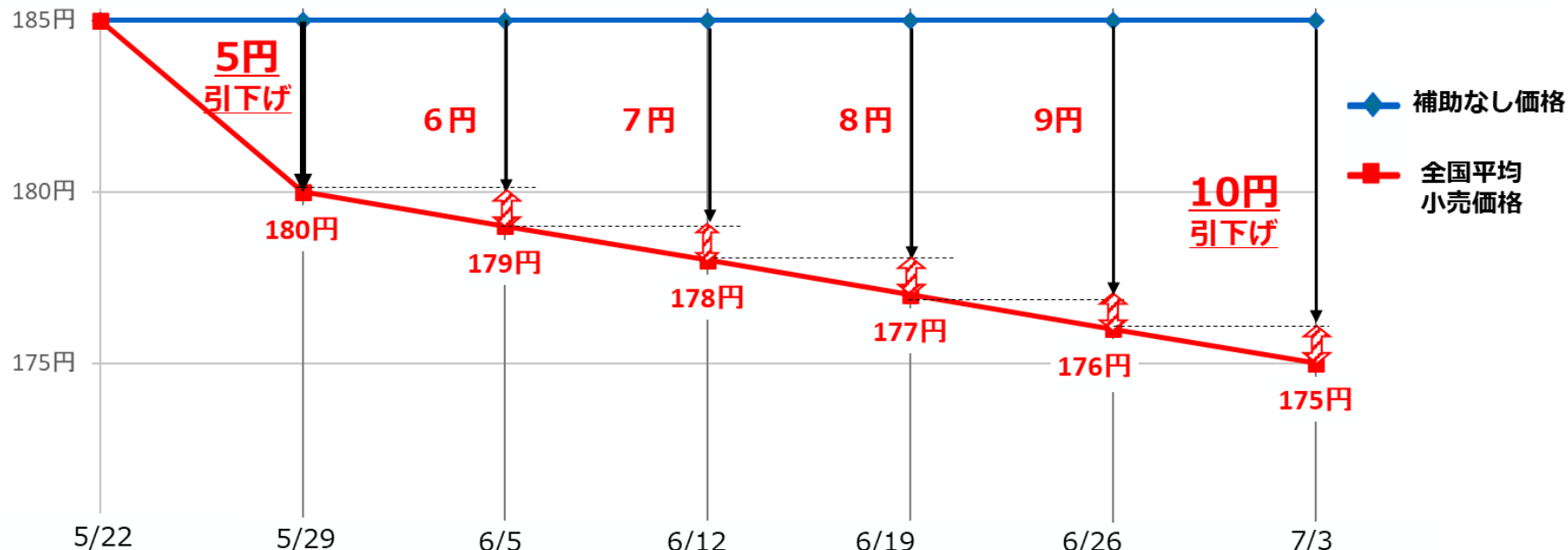
## 2. 次の週以降

- 定額支援10円に達するまで、全国平均の小売価格が毎週1円下がるように補助を追加。  
（油価の上昇により補助なし価格が上昇する場合、上昇分を打ち消し、更に1円補助を追加。）  
ex. 次の週に補助なし価格が2円上昇した場合、上昇打消分2円+追加1円引き下げ分の3円が追加され、初週より6円値下げとなる。但し補助は最大10円。
- なお、補助なし価格が下落する場合は、下落分に加えて1円補助を追加。  
（結果、下落分と合わせて市場価格が2円以上下がることもあり）  
ex. 次の週に補助なし価格が2円下落した場合、下落分2円+追加1円引き下げ分により、初週より8円値下げとなる。但し補助は最大10円。

\* 補助なし価格 = 今週の市場価格 + 前週の補助額 + 原油価格変動分 ※ガソリン全国平均小売価格を用いて算出。

※ イメージ図は補助なし価格が一定の場合。実際の価格変動や定額10円の支援に至るまでの期間は、原油価格などの状況に応じて変化する。

### 【定額支援への段階的な移行のイメージ】



(注) 灯油・重油については、上限である5円に達するまでガソリン・軽油と同じ補助額とする。航空機燃料については、新制度開始の最初の週から定額4円とする。